

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

# 第3期芽室町地球温暖化防止実行計画 (事務事業編)

2022 2026  
令和4年度～令和8年度

令和4年7月

芽 室 町

# 目 次

第1章 基本的事項	
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	1
3 計画の期間	1
4 対象とする温室効果ガス	2
5 対象範囲	2
第2章 温室効果ガス排出量の現状	
1 排出量全体の状況	3
2 調査項目における各施設の排出量の状況	4
(1) 灯油	
(2) A重油	
(3) 液化石油ガス(LPG)	
(4) 電気	
(5) 公用車の使用	
①軽油の使用	
②ガソリンの使用	
3 目標の達成状況	8
第3章 目標の設定および目標達成に向けた取組	
1 削減目標	9
2 町が率先して行う取り組み	10
(1) 省エネルギーに向けた取組	
(2) 再生可能エネルギー・省エネルギー等の導入に向けた取組	
(3) 省資源に向けた取組	
(4) 廃棄物の削減およびリサイクルへの取組	
(5) グリーン購入の取組	
(6) 普及啓発の取組	
3 進行管理および内容の見直し	12
(1) 進行管理	
(2) 計画の見直し	

## 第1章 基本的事項

### 1 計画策定の背景

近年、世界各地で異常気象による災害が発生し、気候変動の影響が顕在化しています。

こうした影響は、今後さらに幅広い分野に及ぶことが懸念されており、その主な要因としてあげられているのが「地球温暖化」です。

地球温暖化は、人為起源による化石燃料の使用や森林減少などによる温室効果ガスの増加により、大気の温室効果が高まったことが原因であるとされており、平均気温の上昇、異常気象、農作物や生態系の影響など、わたしたちの生活に大きな影響が及ぶ可能性がある環境問題となっています。

地球温暖化の重要性は、世界ではより一層増しており、平成 27（2015）年国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、各国の政府機関だけでなく、民間の企業や団体までも含め、世界が一丸となって達成に向けて取り組んでいます。

その中でも、地球温暖化に対する対策は、社会や経済の基盤となる地球環境を守る重要な取り組みと位置付けています。

また、地球温暖化対策として世界で達成を目指している「2℃目標」「1.5℃目標」は、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をする」というもので、SDGsと同じく平成 27（2015）年に国連気候変動枠組条約第 21 回締結国会議（COP21）で採択されたパリ協定に基づくものです。

パリ協定の採択以降、国内外で温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を目指す「脱炭素化」の動きが加速しており、日本においても政府は「2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを表明し、令和 3（2021）年 5 月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」において新設された基本理念規定にも、その旨が明記されました。

その「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条により、事務事業による温室効果ガスの排出削減に関する計画の策定が義務付けられていることから、本計画を策定するものです。

### 2 計画の目的

本町では、行政機関であるとともに、町内における大規模な事業者として温室効果ガス排出量やエネルギー使用量の削減に取り組むため、町の事務・事業に関する実行計画として「第 1 期 芽室町地球温暖化防止実行計画」を平成 12（2000）年に策定しました。

その後、取組内容や目標を見直し、「第 2 期 芽室町地球温暖化防止実行計画」を平成 29（2017）年に策定し、引き続き温暖化防止対策に向けた取り組みを進めてきました。

その「第 2 期 芽室町地球温暖化防止実行計画」が令和 4 年 3 月で終了することから、新たな目標を定め、町が行う事務・事業においてさらなる温暖化防止対策を取り進めていくため、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定や関係機関の計画等の趣旨を踏まえながら計画の見直しを行うものです。

### 3 計画の期間

計画の対象期間は 5 か年で、目標達成年次は令和 8（2026）年度までとします。

#### 4 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、その影響の大きさを考慮し、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を発生源とするものとします。

#### 5 対象範囲

計画の対象範囲は、各課が所有する公用車、および芽室消防署を除く町の関連施設のうち、次の施設とします。

所管課	施設名	所管課	施設名
総務課	役場庁舎	水道課	芽室浄水場
都市経営課	上美生出張所		美生浄水場
	地域集会施設		南平和浄水場
健康福祉課	保健福祉センター		上美生浄水場
子育て支援課	子どもセンター「あいりす」		河北浄水場
	西子どもセンター「みらい」		上美生処理場
	ひだまり保育所		西工雨水ポンプ場
	上美生保育所		第1汚水中継ポンプ場
	発達支援センター		第2汚水中継ポンプ場
農林課	ふるさと交流センター		商工労政課
	美生ダム	教育推進課	町内小中学校
	美生ダム中央管理センター		給食センター
環境土木課	斎場	生涯教育課	図書館
	じん芥管理事務所		中央公民館
	公園管理事務所		ふるさと歴史館
	車両管理センター		総合体育館
		公立芽室病院	公立芽室病院

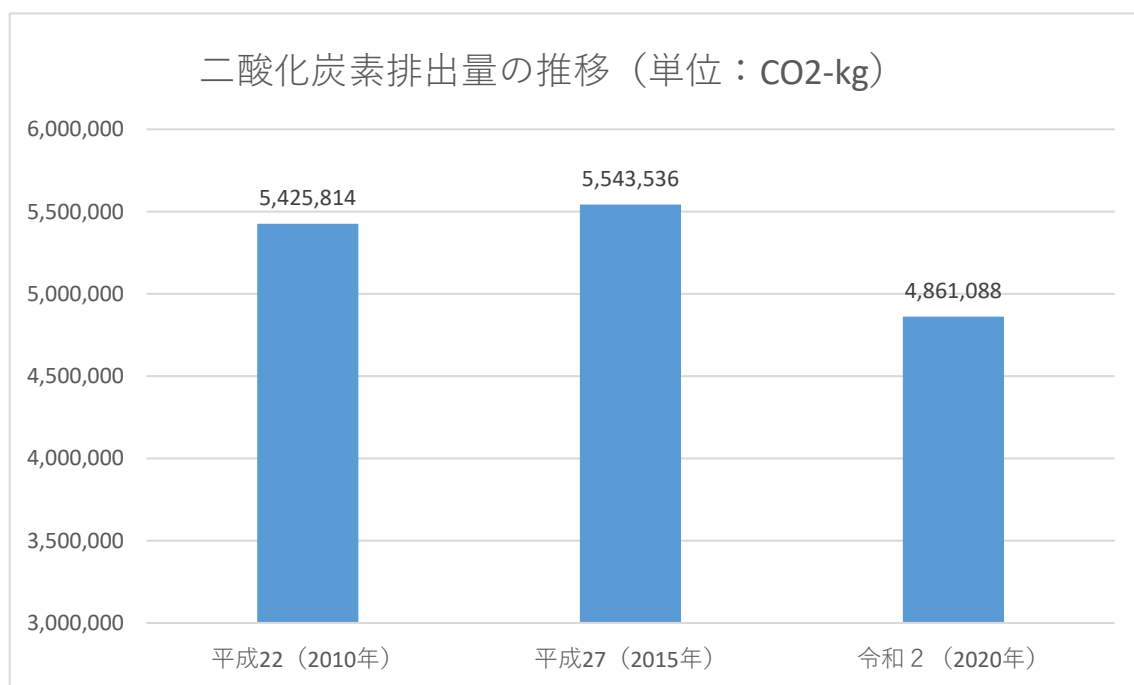
## 第2章 温室効果ガス排出量の現状

### 1 排出量全体の状況

町が使用する公用車および施設における二酸化炭素排出量は、全体で 4,861,088 CO<sub>2</sub>-kg で、第1期実行計画での二酸化炭素排出量 5,425,814 CO<sub>2</sub>-kg から 564,726 CO<sub>2</sub>-kg、第2期実行計画での二酸化炭素排出量 5,543,536 CO<sub>2</sub>-kg から 682,448 CO<sub>2</sub>-kg 減少しました。

#### ■町の事務・事業に伴う二酸化炭素排出量

調査項目	二酸化炭素排出量 (単位：CO <sub>2</sub> -kg)		
	平成 22 (2010年)	平成 27 (2015年)	令和 2 (2020年)
ガソリン	54,295	65,103	58,340
灯油	382,530	382,483	381,703
軽油	203,287	237,303	216,625
A重油	2,316,345	2,107,838	2,083,134
液化石油ガス	28,584	26,484	19,045
電気	2,440,773	2,724,325	2,102,241
排出量計	5,425,814	5,543,536	4,861,088



■（参考）町の事務・事業に伴う年間活動量

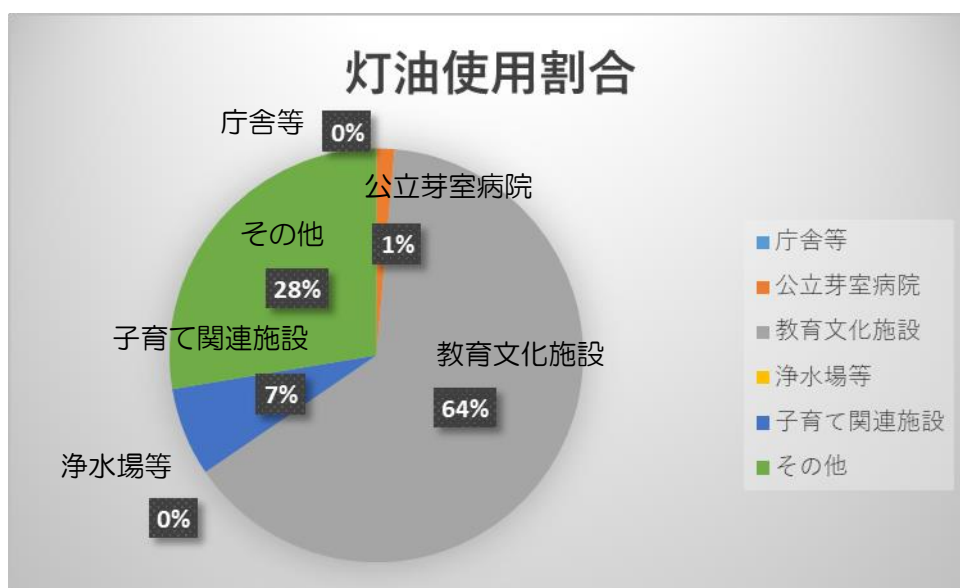
調査項目	年間活動量		
	平成 22 (2010 年)	平成 27 (2015 年)	令和 2 (2020 年)
ガソリン	23,383 ㍓	28,038 ㍓	25,125 ㍓
灯油	153,688 ㍓	153,669 ㍓	153,356 ㍓
軽油	78,641 ㍓	91,800 ㍓	82,713 ㍓
A 重油	854,740 ㍓	777,800 ㍓	768,684 ㍓
液化天然ガス	9,531kg	8,831kg	6,355kg
電気	4,350,754kwh	4,030,066kwh	3,907,511kwh

2 調査項目における各施設の排出量の状況

(1) 灯 油

令和2（2020）年度の灯油使用量は 153,356 リットルで、これにより温室効果ガス 381,703CO<sub>2</sub>-kg/年が排出されています。

なお、平成 27(2015)年度の灯油使用量は 153,669 リットル、温室効果ガス 382,483 CO<sub>2</sub>-kg/年の排出であり、使用量 313 リットル、温室効果ガス 780 CO<sub>2</sub>-kg/年の削減となっています。



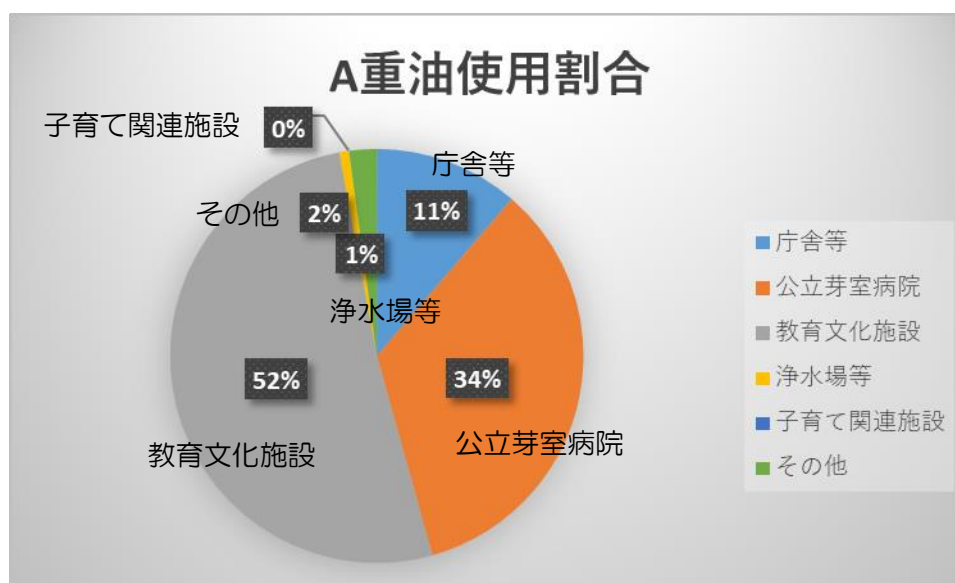
【施設区分ごとの使用割合・使用量】

区分	庁舎等	公立芽室病院	教育文化施設	浄水場等	子育て関連施設	その他
割合	0%	1%	64%	0%	7%	28%
使用量	0.0	2,159.6	98,243.0	0.0	10,611.1	42,342.4

## (2) A 重油

令和2（2020）年度のA 重油使用量は768,684 リットルで、これにより温室効果ガス2,083,134CO<sub>2</sub>-kg/年が排出されています。

なお、平成 27（2015）年度のA 重油使用量は777,800 リットル、温室効果ガス2,107,838 CO<sub>2</sub>-kg/年の排出であり、使用量9,116 リットル、温室効果ガス24,704CO<sub>2</sub>-kg/年の削減となっています。



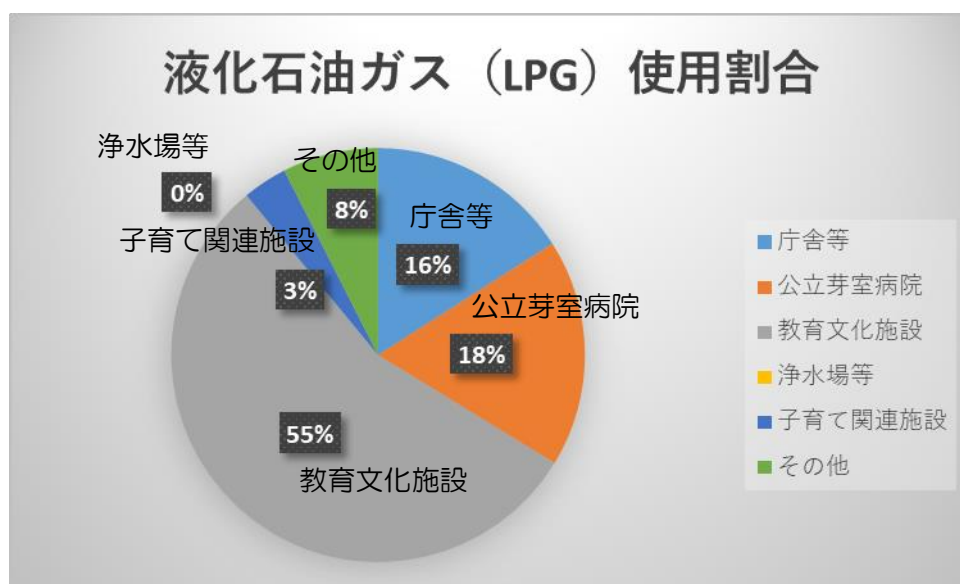
### 【施設区分ごとの使用割合・使用量】

区分	庁舎等	公立芽室病院	教育文化施設	浄水場等	子育て関連施設	その他
割合	11%	34%	52%	1%	0%	2%
使用量	87,000	264,000	395,400	5,684	0	16,600

### (3) 液化石油ガス (LPG)

令和2 (2020) 年度の液化石油ガス (LPG) 使用量は 6,355kg で、これにより温室効果ガス 19,045CO<sub>2</sub>-kg/年が排出されています。

なお、平成 27 (2015) 年度の液化石油ガス (LPG) 使用量は 8,831kg、温室効果ガス 26,484CO<sub>2</sub>-kg/年の排出であり、使用量は 2,476kg、温室効果ガス 7,439CO<sub>2</sub>-kg/年の削減となっています。



#### 【施設区分ごとの使用割合・使用量】

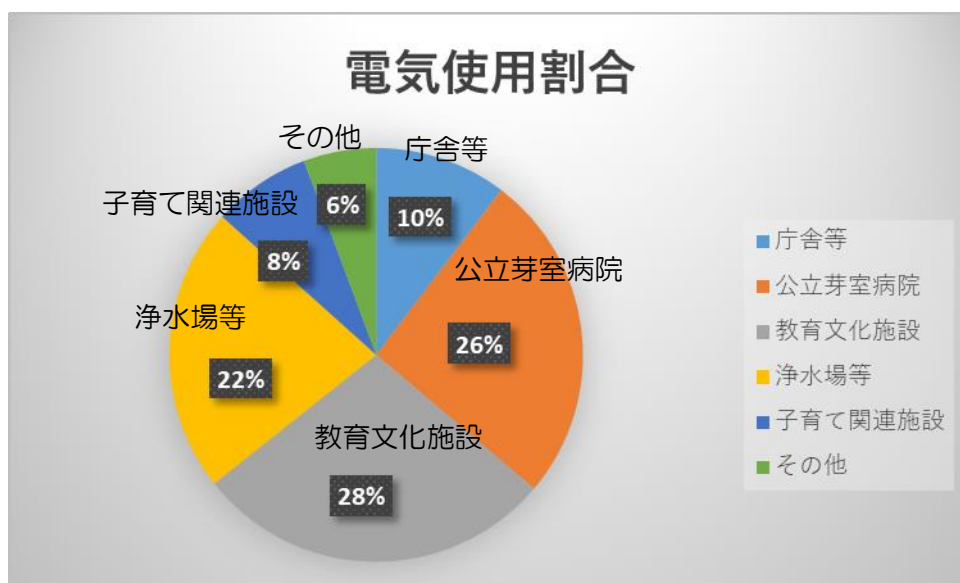
区分	庁舎等	公立芽室病院	教育文化施設	浄水場等	子育て関連施設	その他
割合	16%	18%	55%	0%	3%	7%
使用量	487	542.1	1686.4	0	106.3	228.5



#### (4) 電 気

令和2（2020）年度の電気使用量は 3,907,511kwh で、これにより温室効果ガス 2,102,241CO<sub>2</sub>-kg/年が排出されています。

なお、平成 27（2015）年度の電気使用料は 4,030,066kwh、温室効果ガス 4,030,066CO<sub>2</sub>-kg/年の排出であり、使用量 122,555kwh、温室効果ガス 1,927,825CO<sub>2</sub>-kg/年の削減となっています。



【施設区分ごとの使用割合・使用量】

区分	庁舎等	公立芽室病院	教育文化施設	浄水場等	子育て関連施設	その他
割合	10%	26%	28%	22%	8%	6%
使用量	404,418	1,008,938	1,100,120	871,583	300,567	221,885

### (5) 公用車の使用

#### ①軽油の使用

令和2（2020）年度の軽油使用量は 82,713 リットルで、これにより温室効果ガス 216,625 CO<sub>2</sub>-kg/年が排出されています。

なお、平成 27（2015）年度の軽油使用量は 91,461 リットル、温室効果ガス 236,426 CO<sub>2</sub>-kg/年の排出であり、使用量は 8,748 リットル、温室効果ガスは 19,801 CO<sub>2</sub>-kg/年の減少となっています。

使用量等が減少した主な要因は、ディーゼル車の減少（34→31 台）および除雪等車両の出動回数の減少です。

#### ②ガソリンの使用

令和2（2020）年度のガソリン使用量は 25,125 リットルで、これにより温室効果ガス 58,340 CO<sub>2</sub>-kg/年が排出されています。

なお、平成 27（2015）年度の軽油使用量は 27,918 リットル、温室効果ガス 64,826 CO<sub>2</sub>-kg/年の排出であり、使用量は 2,793 リットル、温室効果ガスは 6,486 CO<sub>2</sub>-kg/年の減少となっています。

使用量等が減少した主な要因は、ハイブリット車への入れ替えによるガソリン使用量の減少によるものです。

### 3 目標の達成状況

前計画においては、クリーンめむろ大作戦推進計画、新エネルギービジョンおよび新エネルギー重点ビジョン等を踏まえて削減目標を設定しました。

その結果、灯油および A 重油の二酸化炭素発生量は目標を達成することはできませんでしたが、そのほかの区分については目標を達成することができました。

なお、電気については活動量が目標値を上回りましたが、電気に係る二酸化炭素排出係数が前計画時から比べて低くなったため、排出量実績としては目標値を達成する結果となりました。

#### ■各区分における目標達成状況

区分	ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPG	電気	
削減率目標	3%	3%	3%	10%	5%	5%	
目標値	活動量	27,197ℓ	149,059ℓ	89,046ℓ	700,020ℓ	8,389kg	3,828,563kwh
	排出量	63,150	371,009	230,184	1,897,054	25,159	2,588,108
実績	活動量	25,125ℓ	153,356ℓ	82,713ℓ	768,684ℓ	6,355kg	3,907,511kwh
	排出量	58,340	381,703	216,625	2,083,134	19,045	2,102,241
排出量達成状況	達成	未達成	達成	未達成	達成	達成	

### 第3章 目標の設定および目標達成に向けた取組

#### 1 削減目標

国は地球温暖化対策計画において、温室効果ガス排出の削減目標を、令和 12（2030）年度までに基準年度の平成 25（2013）年度に比べて 46%削減としています。

一方で、北海道では温室効果ガス排出の削減目標を平成 25（2013）年度比 48%削減とし、国よりもさらに高い目標を設定しています。

このことから、本計画における削減目標は、北海道の地球温暖化対策における目標に合わせて、令和 12（2030）年度までに基準年度である平成 25（2013）年度比 48%削減を念頭に置いた設定をすることとします。

基準年度である平成 25（2013）年度の二酸化炭素排出量は、5,379 CO<sub>2</sub>-t/年であったことから、令和 12（2030）年度までに 48%削減するためには、基準年度から 2,582CO<sub>2</sub>-t/年の削減が必要となり、毎年の削減率に換算すると 2.82%の削減が必要となります。

ただし、令和 2（2020）年度の排出量実績が 4,861 CO<sub>2</sub>-t/年であったことから、令和 12（2030）年度までに 2,064 CO<sub>2</sub>-t/年の削減が必要となり、この目標を達成するためには今回の計画年度となる令和 8（2026）年度までに年間 4.25%の二酸化炭素排出量の削減を図る必要があります。

#### 【目標値の算出】

○令和 12（2030）年度 二酸化炭素削減目標

基準年度 平成 25（2013）年度より 48%削減

$$5,379 \text{ CO}_2\text{-t/年} \times 48\% = \underline{2,582 \text{ CO}_2\text{-t/年の削減}}$$

$$\text{実質排出量} \cdots 5,379 \text{ CO}_2\text{-t/年} - 2,582 \text{ CO}_2\text{-t/年} = 2,797 \text{ CO}_2\text{-t/年}$$

○令和 2（2020）年度 二酸化炭素排出量 4,861 CO<sub>2</sub>-t/年

令和 12（2030）年度 目標値（実質排出量）の達成まで

10年間で 2,064 CO<sub>2</sub>-t/年の削減が必要（年間 206.4 CO<sub>2</sub>-t/年：削減率 年 4.25%）

令和 8（2026）年度までの二酸化炭素排出量削減目標

年 4.25% 令和 2（2020）年度比 削減率：25.5%

二酸化炭素排出量：1,240 CO<sub>2</sub>-t

## 2 町が率先して行う取り組み

目標達成の具体的な取り組みについては、温室効果ガスの排出量の最も多い二酸化炭素の削減に向けた省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの推進を重点に行うなど、各部署が連携を図りながら温室効果ガス排出の削減に向けた取組を積極的に行います。

### (1) 省エネルギーに向けた取組

二酸化炭素の排出に最も寄与している燃料や電気の使用量を削減するため、全職員が一丸となって次の省エネルギーに向けた取組を行います。

#### 【省エネルギーに向けた取組実践内容】

<b>電気使用量の削減</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 不使用機器の電源オフ</li><li>・ 昼休みのパソコンの電源オフ</li><li>・ 自動ドアの使用自粛</li><li>・ エレベーターの利用自粛 (重い物品等を運ぶ場合など、やむを得ない事情を除き、エレベーターを使用しない)</li><li>・ 照明機器のこまめな消灯</li><li>・ 業務に無関係な個人用の電気製品の使用抑制</li></ul>
<b>燃料使用量の削減</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ ガスの節約</li><li>・ クールビズ、ウォームビズなど服装による温度調整</li></ul>
<b>公用車燃料使用量の削減</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ エコドライブの実施</li><li>・ 車を離れるときのエンジン停止</li><li>・ 無駄なアイドリング防止</li><li>・ 用務先の距離に応じて徒歩での移動</li><li>・ 低公害車、低燃費車、電気（EV）自動車の導入</li></ul>

### (2) 再生可能エネルギー・省エネルギー等の導入に向けた取組

再生可能エネルギーや省エネルギーを積極的に導入するとともに、再生可能エネルギーを活用した公共施設への地域マイクログリッドの導入について検討を進めていきます。

#### 【再生可能エネルギー・省エネルギー等の導入に向けた取組実践内容】

<b>再生可能エネルギーなどの活用</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公共施設の新設・改築等に併せた再生可能エネルギー（太陽光パネル、ヒートポンプなど）を導入</li><li>・ 再生可能エネルギーを活用した地域マイクログリッド導入に向けた検討</li><li>・ 施設設備の更新に併せたエネルギー効率の高い設備の導入推進</li><li>・ LED照明など、可能な限り施設や設備のLED化を推進</li></ul>

(3) 省資源に向けた取組

紙の使用量削減など、省資源の取組を積極的に行います。

【省資源に向けた取組実践内容】

紙使用量の削減
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 庁内会議時における紙資料配付の抑制</li><li>・ 両面コピーの徹底、ミスコピーの防止</li><li>・ ミスコピー用紙・片面使用用紙の裏面活用</li><li>・ 外部会議におけるペーパーレス化の推奨</li><li>・ 印刷レイアウトの工夫による資料枚数の削減</li></ul>
再生紙（古紙配合率 100%、白色度 70%）の使用
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 印刷物の再生紙の指定</li><li>・ コピー用紙などの再生紙の活用</li></ul>

(4) 廃棄物の削減およびリサイクルへの取組

廃棄物の削減や減量を図り、リサイクルに努めます。

【廃棄物の削減およびリサイクルへの取組実践内容】

資源化・分別への取組
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 資源化できるごみの分別を徹底する</li><li>・ 昼食等、勤務時における私物購入の際の店舗でのレジ袋の受け取り辞退、マイバッグの持参</li></ul>
ごみの適正処理の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 物品の長期使用、再利用、共通物品の適正使用</li></ul>

(5) グリーン購入の取組

環境への負荷の少ない製品を購入し、長期使用に努めます。

【グリーン購入の取組実践内容】

資源化・分別への取組
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境配慮型製品の購入・使用</li></ul>

(6) 普及啓発の取組

計画の取組内容を職員等に周知を図り、取り組みを推進します。

【普及啓発の取組実践内容】

<b>職場や職員個々の取組に向けた周知の徹底</b>
・ ノーツ電子掲示板等を活用し、温室効果ガスの排出抑制に向けた職場や職員個々の取組の周知徹底
<b>地球温暖化防止に関する職員への情報提供</b>
・ 地球温暖化防止に関する国・道の動きや関連する内容等について職員へ情報提供

### 3 進行管理および内容の見直し

(1) 進行管理

町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量や取り組み状況等を定期的に調査・把握し、ノーツおよび町ホームページで公表します。

(2) 計画の見直し

温室効果ガスの排出量や取り組み状況等を踏まえ、また、国や道の動きなどを考慮しながら、必要に応じ計画内容の見直しを行います。